

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日を
翌日に
あてが
う)

目 次

◇ 条 例

鳥取県管鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 規 則

鳥取県年金恩給支払規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県管土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

鳥取県出納室設置規則等の一部を改正する規則

河川区域の廃止

廃川敷地の生成

河川区域の廃止

廃川敷地の生成

河川区域の廃止

廃川敷地の生成

条 例

鳥取県管鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

鳥取県管鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

区分	金額
着陸料	航空機の着陸一回ごとに、航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を適用して計算して得た金額の合計額とする。
	一 一〇トン以下の重量については、一トンごとに一三〇円
	二 一〇トンをこえ二五トン以下の重量については、一トンごとに二五〇円
	三 二五トンをこえ一〇〇トン以下の重量については、一トンごとに三五〇円
	四 一〇〇トンをこえる重量については、一トンごとに四三〇円
停留料	航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間二四時間（二四時間未満は、二四時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を適用して計算して得

様式第2号

恩 給 送 金 振 替 案 内 書

年 月 日

小切手第 号

年度歳出一般会計

銀行 支店御中 年 月 渡 銀行 支店 回

銀行
コード

下記の金額を恩給証書と照合のうえ支払ってください。

番 号	証 書 記 号 番 号	氏 名	支 給 額	所 得 税 引 去 高	差 引 現 金 額	現 金 支 給 日	備 考

様式第3号

恩 給 領 収 証 書

(裏面)

小切手番号	第 号
恩給送金請求書	第 号
支払銀行名	銀行 支店
¥	
証書記号番号	第 号
受給期日	年 月 日渡
上記の金額を受け取りました。	
受領年月日	年 月 日
受取人	住 所 氏 名 印
銀行 支店 御中	

収 入 印 紙	委 任 状 表面の金額受取りを、に 委任しました。 年 月 日 住所 氏名
記 載 上 の 注 意	
<ol style="list-style-type: none"> 1 金額欄は、算用数字により記入すること。 2 本書に押す印章は、印かん届のものと同じであること。 3 金額の受領を他人に委任するときは、本書の委任状欄にその手続きをするか、又は委任状を添付すること。 4 受領代理人であるときは、受取人の氏名印欄の上部に恩給受給者名及び代理人であることの肩書を記入すること。親権者、後見人等法定代理人の場合も同じ。 	

様式第4号

恩 給 未 払 通 知 書

年 月 日

鳥取県出納長、殿

銀 行 支 店 回

番号	年 度	年 月 渡	小切手 番 号	証書記号 号番号	氏 名	金 額	未払の理由	備 考
						円		

様式第5号

恩 給 支 払 取 消 請 求 書

番 号	年 度	小 切 手			支 払 支店名	証書記号 番 号	氏 名	取り消す 金 額	備 考
		年月日	番 号	金 額					
				円			円		

上記の小切手による支払を取り消してください。

年 月 日

銀行 支店 御中

鳥取県出納長

回

00530

様式第6号

恩 給 支 払 取 消 済 通 知 書

番 号	年 度	小 切 手			支 払 支店名	証 書 記号番号	氏 名	取 消 した 金 額	備 考
		年 月 日	番 号	金 額					
				円				円	

上記の小切手による支払を取り消したから通知します。

年 月 日

鳥取県出納長 殿

銀行 支店 印

様式第七号から様式第九号までを削る。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
別表の一中「九十三円」を「九十六円」に改める。
別表の二の1中「二十六円」を「三十一円」に改める。
別表の二の2(一)中「二十六円」を「二十八円」に改める。
別表の二の2(二)中「三十八円」を「三十九円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業)

第四条 条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業は、農地以外への転用が行なわれる場合にあつては別表第二に掲げる事業とし、畑として区画形質が変更され、又は造成された農地についての開田が行なわれる場合にあつては別表第二の二の上欄に掲げる事業で同表下欄に掲げる地区で行なわれるものとする。

別表第一中

一 一般かんがい排水事業 イ 用水障害施設の新設、管理、廃止又は変更に関する事業 ロ イ以外の一般かんがい排水事業	工事費の百分の二十二・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
二 ほ場整備事業	工事費の百分の二十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額

ハ イ及びロ以外の一般かんがい排水事業

二 ほ場整備事業

工事費の百分の二十五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額

別表第二の次に別表第二の二として次のように加える。

別表第二の二

県営土地改良事業の種類	地 区
ほ場整備事業 開拓パイロット事業 一般かんがい排水事業(土地改良法第二条第二項第一号の事業に該当するものを除く。) 総合開拓パイロット事業(土地改良法第二条第二項第一号の事業に該当するものを除く。)	一 国の補助を受けて行なう調査又は全体実施設計において開田に係る事業を含む県営土地改良事業であつて、昭和四十四年度以降にその開田に係る事業の全部又は一部を開畑に係る事業に変更して行なう地区 二 一 以外の地区であつて、次に掲げる地区 イ 開田に係る事業を含む県営土地改良事業において昭和四十四年度以降にその開田に係る土地の全部又は一部を開畑することに變更した場合において、当該變更に係る土地をその受益地の全部又は一部として開畑に係る事業を行なう地区 ロ 開田に係る事業を含む県営土地改良事業において昭和四十四年度以降にその開田に係る土地を地区除外した場合において、当該地区除外に係る土地をその受益地の全部又は一部として開畑に係る事業を行なう地区 ハ 開田に係る事業を含む県営土地改良事業が昭和四十四年度以前に完了した地区の一部の土地であつて、開田に係るものをその受益地の全部又は一部として開畑に係る事業を行なう地区

附 則

この規則は、公布の日から施行する

鳥取県出納室設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県出納室設置規則等の一部を改正する規則

(鳥取県出納室設置規則の一部改正)

第一条 鳥取県出納室設置規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二号ハ中「給付」の下に「(恩給を除く。)」を加える。

(鳥取県出納室事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県出納室事務決裁規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三出納室長専決事項の欄第六号中「給付」の下に「(恩給を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十八号

日野川水系に係る指定区間の一級河川日野川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次

の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十九号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十四年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川 の 名 称

一級河川日野川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十六年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

西伯郡岸本町上細見字中島ノ上二百十四番ノ一地先から同町同大字字

外河原ノ下六百八十六番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二一八・九六平方メートル

鳥取県告示第二百八十号

洗川水系に係る二級河川洗川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で

着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十一号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

二級河川洗川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十六年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字三保字野露五百二十五番の一地先から同町同大字字

下河原五百十四番の一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三、九四二・一二平方メートル

鳥取県告示第二百八十二号

天神川水系に係る指定区間の一級河川鴨川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十三号

加勢蛇川水系に係る二級河川加勢蛇川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

二級河川加勢蛇川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十六年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字中尾字下河原八十七番の一地先から同町同大字字神

四 女ヶ坪五十七番地先

廢川敷地の種類及び数量

土地 三、一〇〇・五八平方メートル